

京都北リトルシニア後援会 会則

第1条（名称）

本会は、京都北リトルシニア後援会と称する。

第2条（所在地）

この団体を次の所在地に置く。

京都市南区久世上久世町530-142 出路和也 宅

第3条（目的）

本会は、会員相互親睦を図るとともに、京都北リトルシニアの活動を側面から支援し、これの発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 京都北リトルシニアの応援及び運営・活動支援
- 2 京都北リトルシニア及びO Bの活動P R
- 3 会員相互の親睦・交流及び情報交換
- 4 その他、チーム支援に必要な事業

第5条（会員）

本会は、次の各号に定める会員をもって組織する。

- 1 本会の趣旨に賛同する京都北リトルシニアO B及び京都北リトルシニア父母会O Bとし、加入は任意とする。
- 2 本会の趣旨に賛同し、京都北リトルシニアを応援してくれる個人及び企業

第6条（会費）

本会の会費は年会費として

個人1口 5,000円

法人1口 10,000円

とし、これを運営全般にあてる。

第7条（会計年度）

本会の会計年度は、9月1日から翌年8月31日とする。

第8条（役員及び任務）

本会に次の役員を置き、その任務にあたるものとする。

- 1 会長 会長は本会を代表し、会を総括する。
- 2 副会長 副会長は会長を補佐する。
- 3 事務局 会務、事業を代表して執行する。
- 4 会計 本会の会計事務を処理する。

第9条（役員の任期及び選出）

役員の任期は1年とし、総会で選任する。

但し、再任を妨げない。

第10条（総会）

- 1 総会は年1回会長が招集する。
但し、必要がある場合は、臨時に招集することができる。
- 2 総会は役員の3分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決議する。

第11条（施行期日）

本会会則は、令和3年12月1日より施行する。